

提案競技説明書

調達役務名

農業委員会サポートシステム補完システム構築業務

令和8年4月

新潟市農業委員会事務局

この提案競技説明書は、本件の調達に係る募集公告（以下「募集公告」という。）のほか、新潟市（以下「本市」という。）が発注する調達契約に関し、提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 提案競技に付する事項

(1) 調達役務名及び数量

農業委員会サポートシステム補完システム構築業務 一式

（公告番号 新潟市公告第149号）

(2) 調達役務の特質等

「農業委員会サポートシステム補完システム構築業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

新潟市農業委員会事務局が指定する場所

(4) 履行期限

令和9年3月31日（水）

(5) 提案競技方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価により行う。このため、提案書と見積書を提出すること。なお、見積書には、契約締結日から上記(4)に示す履行期限までに要する費用について、消費税及び地方消費税を含まない金額の総価を記載すること。

(6) 業務委託料の上限額

12,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、運用保守に係る経費については、「7 提案書の評価」のとおり評価する。

2 参加する者に必要な資格

本件調達に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(4) 本件調達の参加表明日から契約締結の日まで、新潟市長から新潟市競争入札参

加有資格業者指名停止等措置要領で規定する指名停止の措置を受けていないこと。

「新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」（市ホームページ）

https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/youkou/kisokuyokoto.files/20250601simeiteisi_sotiyouryou.pdf

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。
- (6) 「プライバシーマークの認定」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」を取得している者であること。
- (7) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 問い合わせ先等

郵便番号：〒950-0195

住所：新潟市江南区泉町3丁目4番5号

新潟市農業委員会事務局（新潟市江南区役所3階）

電話：025-382-4964

FAX：025-381-7090

E-mail：nogyo.k@city.niigata.lg.jp

4 スケジュール

本件調達に関するスケジュールは、次のとおりとする。なお、以下の表に記載する「プレゼンテーション」以降の期日等に変更が生じた場合は、参加者に対して、あらかじめ期日等を通知する。

内 容	期日等	記載場所
募集公告	4月1日（水）	
参加表明書類の提出期限	4月16日（木） 17時	5（2）
参加資格確認結果通知期限	4月17日（金） 17時	5（4）
仕様書等の質問受付期限	4月17日（金） 17時	6.4（1）
仕様書等の質問の回答期限	4月24日（金） 17時	6.4（2）

提案書及び見積書等提出期限	5月8日（金） 17時	6.1、6.2
プレゼンテーション	5月21日（木）	8
最優秀者の決定	5月22日（金）	9
結果の通知	5月22日（金） 予定	9（5）

5 参加表明等の手続き

本件調達に関する参加表明等の手続きは、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

参加者は、以下に示す各種書類の提出により参加表明資料を提出すること。

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 秘密保持誓約書（様式第2号）
- (ウ) 企業概要（様式第3号）
- (エ) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第5号）

(2) 提出期限及び提出方法

上記(1)で示す提出書類一式を令和8年4月16日（木）17時までに、「3 問い合わせ先等」の場所に提出すること。また、提出方法については、持参の場合、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時から17時までに提出すること。郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本件調達に参加することができないものとする。

(3) 参加表明等の手続きに関する質問及び回答

参加表明等の手続き（参加資格要件に関する事項を含む）に関する質問は、令和8年4月16日（木）13時までに、「3 問い合わせ先」に示すE-mailにて随時受け付けて、参加者ごとに個別に回答する。

(4) 参加資格確認結果の通知

本市は、参加者が提出した各種書類に基づき審査を行い、参加の可否を決定し、令和8年4月17日（金）17時までに、参加資格確認結果通知書を電子ファイルにて、連絡先E-mailに送信して交付する。なお、参加者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 参加資格の喪失

参加資格確認結果通知書の交付後において、通知を受けた者が以下のいずれかに該当する場合には、本件調達の参加資格を喪失するものとする。

- ア 参加資格確認結果通知書に記載する、参加資格の有無が「無」であるとき
- イ 「2 参加する者に必要な資格」で示す、資格要件を満たさなくなったとき
- ウ 上記(1)で示す提出書類一式に、虚偽の記載があったとき

(6)参加の辞退

参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式第4号）」を書面で提出すること。

6 参加等の手続き

本件調達に関する参加等の手続きは、以下のとおりとする。

6.1 提案書の提出

本件調達に関する提案書の提出に関する手続きは、以下のとおりとする。

(1) 提出書類等

参加者は、提案書を作成のうえ以下により提出すること。なお、提案書の作成等に関する事項は、「農業委員会サポートシステム補完システム構築業務における提案書作成要領」のとおり。

ア 提案書 9部（正本1部、副本8部）

※ 企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できる事項を一切記載しない。

イ 提案書の電子ファイルを格納したCD-R又はDVD-R 1枚

(2) 提出期限及び提出方法

参加者は、令和8年5月8日（金）17時までに、「6.1(1)提出書類等」に示す書類等一式を「3 問い合わせ先」の場所に持参又は郵便により提出すること。持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時から17時までに提出すること。郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期限までに必着すること。

6.2 見積書等の提出

本件調達に関する見積書の提出に関する手続きは、以下のとおりとする。

(1) 提出書類等

参加者は、見積書等を作成のうえ以下により提出すること。

（ア）見積書（様式第6号）

(2) 提出期限及び提出方法

参加者は、令和7年5月8日（金）17時までに、「6.2(1) 提出書類等」で示す書類等一式を「3 問い合わせ先」の場所に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、提出期限内の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時から17時までに提出すること。郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、提出期限までに必着とする。

6.3 留意事項

(1)参加者は、仕様書及び規則等、本件調達に関する資料を熟知のうえ、参加をする

こと。

(2) 参加者は、本市様式の見積書を使用すること。

(3) 参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した見積書を提出すること。

ア 参加者の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印

イ 見積金額

消費税及び地方消費税を含まない金額（見積もった契約希望金額 110 分の 100 に相当する金額）を記載すること。

ウ 履行場所

エ 品名及び数量

オ 品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(4) 候補者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって候補者の見積価格とするので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(5) 見積書に記載する見積金額に、消費税及び地方消費税を加えた額は、「1(6) 業務委託料の上限額」に示す業務委託料の上限額の制限の範囲内の金額であること。

(6) 見積書及び参加に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、見積金額は、日本国通貨による表示とすること。

(7) 見積書等は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(8) 参加者は、見積書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、見積金額の訂正は認めない。

(9) 見積書等は封書に入れ、かつ、その封皮に提出の日付、品名、参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、募集公告に示した日時までに提出すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合については、二重封筒とし、外封筒の表書きとして「見積書在中」と朱書きとし、加入電信、電報、電話その他の方法による提出は認めない。

(10) 参加者は、その提出した見積書等の引換え、変更、取消しをすることができない。

6.4 質問及び回答

本件調達に関する質問及び回答に関する手続きは、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

「5 参加表明等の手続き」に示す参加表明等の手続きを行った者のうち、参加等の手続き（仕様書等の資料に関する事項を含む）に関する質問がある場合は、令和8年4月17日（金）17時までに、「質疑書（様式第7号）」の電子ファイルを「3 問い合わせ先」に示す E-mail に送信して提出すること。

(2) 回答方法

回答は、一覧表形式で作成し、令和8年4月24日（金）17時までに、「5(4) 参加資格確認結果の通知」で示す、参加資格確認結果通知書により参加資格を認められた者全員の連絡先 E-mail に送信して回答する。

7 提案書の評価

本件調達に関する提案書の評価に関する手続きは、以下のとおりとする。

(1) 「6 参加等の手続き」に示す提案書及び見積書等の提出期限後、「農業委員会サポートシステム補完システム構築業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書を「農業委員会サポートシステム補完システム構築業務最優秀者決定基準書」（以下「最優秀者決定基準書」という。）に基づき評価する。

(2) 選定委員会による評価は、非公開により行う。

(3) 最優秀者決定基準書に示す提案書の評価項目と配点は、以下の表のとおり。

技術	評価項目	配点
1 基本的事項（計 500 点）		
1.1 企業実績	1.1.1 従業員数	200
	1.1.2 本業務と同種・類似業務の事業実績	
1.2 配置予定技術者の業務実績・経験等	1.2.1 プロジェクト管理者	300
	1.2.2 チームリーダーA	
	1.2.3 チームリーダーB	
2 機能要件の実現（計 750 点）		
2.1 要件一覧への適合	2.1.1 必須項目の実現	200
	2.1.2 任意項目の実現	
2.2 アプリケーション	2.2.1 システムの背景や目的の理解	550
	2.2.2 システム概要	
	2.2.3 利用者機能及び共通機能	
	2.2.4 全利用者に係る機能	
	2.2.5 システム間連携	
3 非機能要件の実現（計 950 点）		
3.1 運用保守、監	3.1.1 運用保守、監視要件	350

視、サポート体制	3.1.2 サポート体制	
	3.1.3 ファシリティ	
3.2 セキュリティ管理	3.2.1 個人情報保護対策	100
	3.2.2 セキュリティ対策	
3.3 移行・運用	3.3.1 移行作業	200
	3.3.2 利用者支援	
	3.3.3 利用者研修	
3.4 拡張性とコスト	3.4.1 動作環境拡大への対応	300
	3.4.2 リソースの柔軟な配分と保守費の抑制	
	3.4.3 改修・機能追加のしやすさ	
4 プロジェクトマネジメント (計 500 点)		
4.1 プロジェクト運用	4.1.1 実施方式	400
	4.1.2 実施体制	
	4.1.3 実施計画	
4.2 スケジュール	4.2.1 想定スケジュール	100
5 品質保証 (計 100 点)		
5.1 サービス品質保証	5.1.1 S L A	100
6 運用経費 (計 200 点)		
6.1 運用保守委託費	6.1.1 運用保守委託費	200
7 価格点 (計 600 点)		
7.1 導入業務委託費	7.1.1 導入業務委託費 (見積価格)	600
配点合計		3,600

8 プレゼンテーション

本件調達に関する提案書の内容に関するプレゼンテーションは、以下のとおりとする。

(1) 目的

選定委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 順番

プレゼンテーションの順番は、「6 参加等の手続き」に示す提案書及び見積書等の両方が提出された時に、参加者にランダムな数字を記載したくじを引かせて決定

することとし、全ての参加者がくじを引いた後、もっとも数字の小さいものから順にプレゼンテーションを行うものとする。なお、提案書及び見積書等の両方が提出された時が、郵便であった場合は、当該事務に関係ない職員を立ち合わせて、担当職員にくじを引かせる。

(3) 日時

令和8年5月21日(木)において、本市が指定する時間帯に実施する。なお、詳細は、「8(2) 順番」により、プレゼンテーションの順番が決定次第、速やかに連絡先 E-mail に送信して通知する。

(4) 場所

本市の指定する場所。なお、場所については、プレゼンテーションの順番を通知する際に合わせて通知する。

(5) 参加人数

5人以内とする。

(6) 時間

1 提案 60 分(準備・撤収 15 分、説明 30 分、質疑 15 分)とし、機器の設置及び撤去にかかる時間を含むものとする。

(7) 発表者

プレゼンテーションは、本業務の従事予定者のうち、プロジェクトリーダー(現場の業務の実施・遂行に責任を持つ者)が行うこと。なお、補足説明等はプレゼンテーションに参加する者が行っても良い。

(8) その他

ア プレゼンテーション時に利用する資料の作成は、任意とする。

イ 必要な機器類は全て参加者が用意すること。

ウ 機材の不具合・故障等によるプレゼンテーション時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

エ プレゼンテーションは非公開により行う。

オ プレゼンテーションの内容は、提出済みの提案書に記載の内容に沿ったものとする(提案書自体の内容変更や追加は認めない)。

9 最優秀者の決定

「8 プレゼンテーション」に示すプレゼンテーション及びヒアリング終了後、選定委員会による第2回選定委員会を開催し、提案書及び見積価格を客観的かつ総合的に評価・採点し、業務委託料の上限額の制限の範囲内で最も得点の高い提案をした者を最優秀者とする。

(1) 最優秀者決定基準書

本件調達に関する最優秀者の決定に関する基準は、「最優秀者決定基準書」による。

(2) 提案書の評価

選定委員会において、「最優秀者決定基準書」に基づき評価する。なお、評価は、「7 提案書の評価」及び「8 プレゼンテーション」により実施する。

(3) 見積価格の評価

見積書に記載された価格について、「最優秀者決定基準書」に基づき評価する。

(4) 最優秀者の決定

第 2 回選定委員会を開催し、「最優秀者決定基準書」に基づき最優秀者を決定する。ただし、最優秀者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、決定を取り消すものとする。

(5) 選定結果の公表等

選定結果については、すべての参加者に対し選定、非選定の旨を連絡先 E-mail に送信して通知するほか、ホームページにより公表する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容 等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

1 0 見積書の無効

次の各号に該当する見積書は、これを無効とする。

(1) 募集公告に示した参加する者に必要な資格のない者が提出した見積書

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案競技説明書等に示す事項に違反する記載をした者が提出した見積書

(3) 募集公告等において示した提案書及び見積書等の提出期限までに到着しなかった見積書

(4) 見積書等の記載事項中見積金額の訂正が行われているものや参加者の氏名その他主要な事項が識別しがたい見積書

(5) 2 以上の見積書を提出した場合におけるその者の全部の見積書

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった見積書

(7) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる見積書

(8) その他見積書に関する条件に違反した見積書

1 1 見積書等に関するその他留意事項

(1) 本件調達に係る見積書等の手続き並びに契約手続きにおいて使用する言語は

日本語、通貨は日本国通貨とする。

- (2) 参加者は、本件調達に係る参加について他の参加者の代理人となることができない。
- (3) 不正が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、提案競技を中止し、又は期日を延期することがある。

1 2 契約保証金

契約額の 100 分の 10 以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、契約者が保険会社との間に本市を保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、若しくは、過去 2 年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は契約保証金を免除する。

1 3 契約の締結

- (1) 本市は、最優秀者と契約書に関する協議を行った後に、当該契約の締結に関する手続きを行う。
- (2) 最優秀者は、交付された契約書に記名押印し、最優秀者決定の日から 10 日以内の間に契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 4 支払いの条件

仕様書の「13 納品物」に示す、「履行報告書」の納品を契機に、契約書に基づいて、委託料を支払うことを原則とし、本市が、最優秀者と支払いに関する協議を行った後に契約書で定める。ただし、前払金は支払わない。

1 5 参加等に要する費用

本件調達に関する、参加者が参加等のために要する費用は、参加者の負担とする。